

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20201125	株式会社 鳥羽田運輸(法人番号5050001003117)代表者 鳥羽田 旭	茨城県東茨城郡茨城町宮ヶ崎175-7	本社	茨城県銚田市大字玉田1046-114	事業許可の取消し	運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成31年2月20日及び令和元年8月29日、監査を実施。15件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」という。)第3条第4項) (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条) (3)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項) (4)乗務等の記録事項違反(安全規則第8条第1項) (5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条) (6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項) (7)運転者に対する指導監督の記録の改ざん・不実記載(安全規則第10条第1項) (8)不正改造車両(安全規則第3条の2、道路運送車両法第41条) (9)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の2) (10)運行管理者の選任違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第18条第1項) (11)運行管理者の解任届出違反(安全規則第19条) (12)名義貸し(法第27条第1項) (13)事業計画の変更認可違反(法第9条第1項) (14)事業計画事前届出違反(法第9条第3項) (15)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	91	91

※事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。